

令和4年第4回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 令和4年12月 7日 午前10:00

○散 会 午後 5:21

○出席議員（17名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
8番 藤 原 典 男	9番 中 川 光 博	10番 鈴 木 司
11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人	13番 西 村 武
14番 鑑 仁 志	15番 菅 原 龍太郎	16番 伊 勢 潤
17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟	

○欠席議員（1名）

7番 堀 井 克 見

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 筒 井 弥 生
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 澁 谷 豊	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
税 務 課 長 櫻 庭 仁	市 民 課 長 内 田 倫 雄
社会福祉課長 宇 瀬 隆 広	健康長寿課長 櫻 庭 輝 雄
子育て応援課長 伊 藤 佐和子	都市建設課長 佐々木 涉
上下水道課長 渋谷 比奈子	教育総務課長 斉 藤 栄 子
文化スポーツ課長 石 井 幸 子	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 国 栄 議会事務局次長 宮 崎 久 春

令和4年第4回潟上市議会定例会日程表（第3号）

令和4年12月 7日（3日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 議席番号5番 佐藤義久議員に対する懲罰動議について

午前10時00分 開会

○議長（小林 悟） おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名です。

なお、7番堀井克見議員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（小林 悟） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含め60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、8番藤原典男議員、5番佐藤義久議員、12番石井和人議員、1番菅原理恵子議員の順に行います。

8番藤原典男議員の発言を許します。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

12月議会を準備されました市長、そしてまた市職員の皆さん、そしてまた今日傍聴に来られました皆さん、本当にご苦勞様でございます。

私は、民生委員・児童委員の役割と定員の充足について、それから2つ目は空き家対策と固定資産税について、3つ目は旧秋田銀行野球場跡地の利活用について質問いたしますので、ご答弁を宜しくお願いいたします。

1つ目、民生委員・児童委員の役割と定員の充足について質問いたします。

高齢化が進む中で、地域の見回りと相談活動はますます重要な取組となってきますが、その際、民生委員・児童委員の役割も大きくなってくるものと思います。一方で、民生委員・児童委員のなり手がいないという声も聞きます。状況と対策などについて伺います。

民生委員法第14条では、民生委員の職務について次のように規定されております。1つ、住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握しておくこと。2つ目、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。3つ目、福祉サービスを適切に利用するため

に必要な情報の提供、その他の援助を行うこと。以下は省略します。

次に、児童委員・主任児童委員の職務は、児童福祉法第17条で次のように規定されております。1つ目は、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。2つ目は、児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。3、4、5、6は省略しますが、社会福祉協議会や行政とも連携しながら、関係する皆様には日頃の労苦をねぎらうと同時に更なるご奮闘をお願いしたいところですが、本市での民生委員・児童委員の活動内容について伺います。

特に最近では、高齢者が電話やパソコンによる特殊詐欺にかかり、大きな損害を被っている例が後を絶ちません。そのような社会状況の反映も含め、活動の一端をお知らせください。

また、秋田県では、定員数に対する充足率は2010年には97.48パーセント、2013年には96.39パーセント、2017年には95.96パーセントと徐々に下がってきております。民生委員・児童委員は人格的にも優れていること、社会の諸制度に精通していること、社会福祉に対する熱い意欲のある方を推薦委員会で推薦し承認してもらおうという形式のようですが、なかなか手が見つからず、委員の高齢化も進んできており、全体の85パーセントが65歳以上とも言われております。本市での委員の充足率や委員の後継者づくりの取組を伺います。

2つ目、空き家対策と固定資産税について。

本市の空き家は1,000軒を超え、特定空き家は100軒を超えています。しかし、年間の空き家解体数は十数件であり、なかなか進まないのが現状だと思います。安心・安全な地域の確保は必要であります。空き家解体後の固定資産税が高くなるので、そのことも空き家解体が進まない要因にもなっているのではないかと、安くできないものかという声が、さきに行われた議会と市民との懇談会の中でも要望が出されておりました。このことについては、私も数年前の議会での一般質問で当局に提起しておりました。

空き家を解体となれば多額のお金がかかります。市の解体工事への補助はありがたいと思うのですが、危険な特定空き家を解体する費用を工面しても、その後更地になると固定資産税が場所にもよりますが、3倍から6倍になるということのようです。固定資産税は減免制度があり、申請した方の生活状況により10割減免、5割減免、10分の3の減免が該当すれば減免ということになりますが、まずは一律に空き家解体後の更地に

については、期限を区切って、例えば10年間とか5年間とか、半額になるとかの減額制度も必要ではないかと思われませんが、どうでしょうか。その上で減免制度もあると助かるのではと思います。また、危険な特定空き家の解決に向けた当局の今後の取組と対応を伺いたいと思います。

3つ目、旧秋田銀行野球場跡地の利活用について伺います。

数年前に秋田銀行から無償提供されました天王出戸地区の旧秋田銀行野球場の今後の利活用について伺います。

現場は当局見てのとおり、雑草や木々が荒れ放題となっております。せつかくの市の遊休地が荒れ放題であり、市民からは、荒れ放題でよいのか、利活用できる方法はないのか、民間の開発業者に安く売り、住宅などの建設に寄与できないものかという声も出ております。荒れ放題になり弊害も出ているのではないのかと思いますが、どうでしょうか。今後の利活用方法について伺います。

利活用に当たって障害となることはないのか、民間への売却では価値があるのか、どう判断しているのかも伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わりますが、ご答弁宜しく願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 8番藤原典男議員の一般質問の1つ目「民生委員・児童委員の役割と定員の充足について」お答えいたします。

ご質問の1点目「社会状況の反映も含めた、本市の民生委員・児童委員の活動内容について」お答えいたします。

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉に関する相談に応じるとともに、毎月の定例会や民生児童委員研修会では、学校との情報交換会を行ったり、高齢者の詐欺被害の増加等を踏まえて、警察官等を講師に「特殊詐欺」について学び、近隣住民と協力して高齢者世帯を中心に「声かけ」や「安否確認」などの見守り活動を行ったりしております。また、介護の悩みや経済的困窮など生活上の心配事については、担当部署につなぐなど、市民と行政とのつなぎ役として大きな役割を果たしております。

次に、ご質問の2点目「本市の民生委員・児童委員の充足率や後継者づくりの取組について」お答えいたします。

民生委員・児童委員は、今年が3年に一回の改選年に当たり、令和4年12月1日時点の本市の民生委員・児童委員は、定数91名に対し72名が選任されております。充足率

は79.1パーセントであり、本市においても依然として民生委員・児童委員のなり手不足が深刻な状況にあります。

後継者づくりの取組としては、リーフレット等を活用し、広報・ホームページ等を通じて民生児童委員活動について周知するとともに、自治会からの推薦や、民生委員・児童委員から後任者の確保にご協力をいただいております。

今後は、さらにきめ細やかな支援が行われるよう、定数や区域の見直しについて民生児童委員と協議をしながら、活動しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

また、地域の人々が協力して実践していく共助へとつながる地域コミュニティづくりを目指して、自治会と市事務局が連携を密にし、民生児童委員の確保を図ってまいります。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） 8番藤原典男議員の一般質問の2つ目「空き家対策と固定資産税について」お答えいたします。

ご質問の1点目「空き家解体後の更地に係る固定資産税の一律減額及び更なる減免制度について」お答えいたします。

住宅の敷地として利用されている土地は、地方税法に基づき住宅用地特例が適用され、土地の面積に応じて評価額の6分の1及び3分の1が課税標準額となります。住宅を解体した場合には、この住宅用地特例が解除され、評価額の7割を課税標準額として課税されるため、土地の課税額は増加します。ただし、解体した家屋の固定資産税が課税されなくなることにより、市内では、解体後の方が全体税額では減額となる場合が多いのが現状であります。

また、住宅解体後の土地の固定資産税の軽減制度については、全国では独自に行っている自治体もありますが、軽減申請件数の実績は非常に少なく、本市でも大きな効果は見込めないものと考えております。

次に、ご質問の2点目「危険な特定空き家の解決に向けた今後の取組について」お答えいたします。

特定空き家等であっても個人の財産であることから、所有者が自らの責任において管理すべきものであり、所有者に対しては適正に管理するよう通知しております。また、建築資材等の飛散等により周囲に危険を及ぼすおそれがある場合には、地元自治会や消防等の関係団体と連携して応急措置を行っております。

特定空き家等に対しては、解体することが最も有効な解決策であります。多額の費用がかかることから、平成27年度に「潟上市空き家解体撤去補助金交付要綱」を制定し、解体費用の一部を補助しております。

この空き家解体補助制度の利用件数は近年増加傾向にあり、令和4年度は過去最多の15件の利用を見込んでおります。今後も特定空き家等の所有者に対して、制度の活用による解体を促し、特定空き家等の削減に努めてまいります。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 8番藤原典男議員の一般質問の3つ目「旧秋田銀行野球場跡地の利活用について」お答えいたします。

当該土地については、株式会社秋田銀行から、市内に所存する旧野球場や松林などを無償で譲渡したい旨の申入れがあり、平成28年12月に寄附採納したものであります。

活用方法については、庁内で協議しましたが、設備の老朽化による損傷が多く、野球場として維持することは困難と判断し、普通財産として取り扱っております。

維持管理につきましては、道路に面した笹などは定期的に刈込作業を行っているほか、敷地内での事故を防止するため、立入禁止の看板を設置するなど必要な措置をしております。

なお、潟上市ペタンク協会から練習場としてグラウンドの借用願いがあり、本市としての活用方法が決定するまでの条件付きで、4月から11月まで練習場として貸付けしております。

また、今後の利活用方法であります。当該土地にかかわらず、基本的に普通財産につきましては売却を検討してまいります。ただし、その際は、地域はもとより、本市にとって、どのような用途に活用することが最も有益となるのかを念頭に進めてまいります。

さらに、利活用にあたって障害となることや、民間への売却での価値の有無については、野球場として整備された際の構造物等の撤去が必要なため、民間へ売却する際には事業者の判断によるところが大きいものと思われませんが、まとまった面積が確保できるという点においては、宅地開発や事業用地としての活用は十分可能と考えられます。

この件に限らず、遊休財産を有効活用することは、財政面や地域振興の面でも重要なことと認識しておりますので、引き続き本市の各種施策に沿った活用方法を検討してまいります。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員、再質問ありますか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） まず民生委員・児童委員の役割と定員の充足についてなんですけれども、縷々説明ございました。最近の詐欺の問題とか警察官を呼んでの勉強会とか毎月やってるっていうことで、民生委員の方には非常にご難儀かけて労をねぎらいたと思いますけれども、最近の特徴として、どのような取組が今特にされているのか。もし成果などありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 民生委員が地域にいることでの効果ということではよろしいでしょうか。

民生委員の方々が地域で見守りをしていただいているおかげで、地域の高齢者の方たちが安心してそこで生活するということができると思います。特に民生委員さんからつながっている内容としましては、地域の中の高齢者の方で介護を必要とする方、そういった方たちが気軽に相談をして、早い段階で介護を利用することにつながったといったようなことがあります。また、特殊詐欺についてでございますが、今、押買いというような事例もございまして、押売りのような形で金品を買いにくるといったようなことがあります。そういった方で困られた方が実際に民生委員さんに相談されて、そこで解決、未然に深みにはまることなく、未然に民生委員さんに相談して、その押買いの人がいるところにちょうどこういてくださって助かったといったような事案もございました。ということで、それから、地域の中では一人暮らしや高齢者の方が多いわけですので、そういった意味ではいろんな健康相談に乗っているということもあります。

いずれにしても、民生委員さんたちは月に1回定例会を実施しまして、その中に職員も必ずおります。そこで話し合っ、地域の福祉の実態を確認したり、必要な手立てについて一緒に考えたりという機会になっております。

また、社会福祉協議会ともつながっておりますので、適宜、社会福祉協議会の方とつないで必要な対策というのをとっております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今お聞きしました。民生委員の方が地域の中で非常に活躍してる。重要な役割を果たしている。実際にその実践例なんかも今お聞きしまして、私は頼もしいなというふうなことを感じました。引き続き、民生委員の方には激励しながら頑張

るようにお伝えください。

そして、それに関してですね、次、先ほど充足率もお聞きしましたけれども、91名に対して71名というのは79.1パーセント、これは県のね、県では2017年、まあそれ以降はちょっと分かりませんが、90パーセント台を維持しているわけですが、本市で先ほど聞きました79.1パーセントっていうのはね、やはりちょっと、もう少し頑張っていたきたいなというふうに思うわけですね。それで、91名に対して71名だとすれば、民生委員のいない地域も出てくるし、また、民生委員が二つ三つの町内もね受け持つというふうなこともなって、かなりの重荷重っていうかね、そういうふうなこともあると思うんですけれども、是非この定数どおりに委員が充足されるように、今後の課題っていうのはやはり大きいと思うんですよ。そこら辺で考えてることっていうのがもしありましたらお願いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 民生委員の地域における役民というのは非常に大きいというふうに感じておりますので、私たちもできるだけ定数に至るようというふうにして考えております。

まず対策としましては、地域の実態でございますが、民生委員さんの推薦については自治会長等からお願いしているわけではあります、定年退職後の60歳以上の方から地域と民生委員としてお願いしたいなというふうに考えているところではございますが、定年の延長によって60代の方でも在宅の方というのは非常に現在少なくなってきております。で、60代の方も働いている方たくさんいらっしゃいますし、70歳であっても働いている方が地域の中で多くなってきているということがあります。また、在宅の方は介護や孫の育児などで忙しくて、なかなかそこまで手が回らないというようなことで、なかなか新たな方を推薦することが難しいというような実態が自治会長さんからも話されるところでございます。

ただ私たちとしては、重要な民生委員さん一人でも多く確保していきたいというふうに考えておりますので、引き続き様々な機会を捉えて、直近では老人クラブへの民生委員活動の講話だったり、その他様々な組織に対して、若い世代も含めて民生委員の活動とその重要性が、民生委員の活動の重要性について理解が得られるよう、様々な機会を捉えて多くの組織で民生委員活動のPRをしていきたいというふうに思っております。

また、引き続き自治会と連携し、推薦についてもご協力いただくほか、現在の民生委

員から後任者の推薦ということも引き続きお願いしていききたいなというふうに考えておるところでございます。

そして、新たな取組といたしましては、3年に1回の民生委員の一斉改選というのがあるわけですが、その1年前には地区、地域の見直しということが、定数の見直しということも可能だということがありますので、地域の実態を踏まえて対応していきたいというふうに考えておるわけですが、現在の91名というのは合併以来のずっと同じ定数で来ております。ここについて、地域の中の高齢化や、それから地域の世帯数の増加・減少といったようなことが実際あるわけでございますので、今、地区の民生委員さんたちと話し合いながら、活動しやすい地区の範囲というか、定数、地区についてを一緒に考えて、見直しについても活動しやすい範囲というのを考えて、定数についても検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 最後に聞きたいんですけども、新しく令和5年度以降、民生委員になる方もいると思うんですが、そこら辺は何人ぐらいなのか、もし分かっていたらお願いします。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 現在72名の方が12月1日で推薦されてきておるわけですが、この後3名ほど増える予定でございます。民生委員の推薦会にはちょっと間に合いませんでしたけれども、前回は令和元年、3年前でございますが、そのときにも実際には民生委員推薦会一斉改選にはちょっと間に合いませんでしたけれども、その後回復して85パーセントまで充足率を高めることができっておりますので、今回におきましても、この後3名ほど新たな人が決まっておりますけれども、推薦されることになっておりますが、徐々に差は縮まっていくのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 3名が新たにね民生委員をやってくれるということで非常に喜ばしいことなんですけれども、もう一つ聞きたいんですが、これ年度途中でもこれ民生委員に推薦すればなることができますか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 改選の途中であっても新たな民生委員さんの推薦が地区から上がってくれば、民生委員推薦会を通して県の方に推薦し、その後、民生委員として登録することは可能でございます。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 是非、新しくなる民生委員も含め、全市の民生委員の方が市民のために頑張ること、そして担当の当局の課も一緒に頑張れるようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

空き家対策なんですけれども、縷々説明を受けましたが、特定空き家解体が、なかなか危険空き家が解体進まないということの原因は私も述べておりますけれども、当局も同じ認識でしょうか。解体費用が高いとか、そこら辺どうでしょう。なぜこう解体が進まないのか。そこら辺一回最初に伺いたいと思います。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問にお答えいたします。

進まない理由の一つ、大きな理由の一つとしては、解体費用が高いというのが一つの理由だと思います。また、近年、解体費用自体が高くなってきておりますので、そういうふうなものが原因の一つと考えております。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 市民との意見交換会とか懇談会の中でも、解体した後の固定資産税が高くなるというふうなことでね、そのことも原因ではないかというふうなことも言われておりますけれども、安くしたらいいんじゃないか。で、今言ってる私のことについては、新しく条例を作って、空き家解体をした後の固定資産税については、半額とか3分の1とかそういうふうな制度も必要ではないかというふうな、私のまず条例を作った方がいいんじゃないかというような提案なんですけれども、これについてはどうでしょうか。もしよければ市長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

全国的に空き家を解体した際の固定資産税の軽減措置を行っている自治体が数件ございまして、その市町村、自治体に確認をいたしましたところ、申請が必要なことでござ

いますが、年間に数件程度の申請だという事例でございました。軽減制度がそんなに大きく見込めないということで、現在、ご提案のあるような措置は現在検討していないということで答弁いたしました。

で、空き家を解体した際に固定資産税が高くなるというご指摘がございますが、先ほどの答弁の中にもありましたが、本市の場合は土地の評価額の下落が続いておりまして、解体してもかえって家屋に係る固定資産よりも全体に税額が下がるということでございますので、解体してかえって税金が下がるということでございますので、そういった面からも、現在のところ固定資産税の減免については考えてないということでございます。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 今、総務部長言いましたけれども、固定資産税の減免って、減額って言いましたか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

私先ほど、全国的に実施しているところは固定資産税の軽減させる措置ということでございます。で、固定資産税については所得に応じた減免措置等もございますので、そういったところも勘案しながら今後調査研究していきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 実態は解体してもその土地が価値がなくなってきていて、かえって家建っているときよりも固定資産税が安くなる場合が潟上市でいっぱいあるというふうなことです。そういうふうなことで条例は今のところ必要ないということですね。

今後どうなるか分かりませんが、そういうふうな事態になりましたら条例等も検討していただくようお願いします。

それであれですね、普通の今ある固定資産税の減免措置、申請すれば10割、5割、10分の3の減免の制度がありますけれども、これについてはまだ分からない人がいっぱいおりますのでね、そういう点では該当する方もいっぱいいると思うんです。特に本市では高齢化も進んで、収入、年金が高くなってね支払いも大変だというふうなこともあると思いますので、今後やはり有効できる、活用できる減免制度、現在の、それについては広く皆さんに市民に教えて、該当するものは該当していただいて、それで幾らでもいいから税金支払ってもらおうというふうなことが私必要じゃないかなと。全然払わないで滞納が多くなるよりも、10分の3でも半額でもね減免制度使ってちゃんと支

払ってもらおう方が、市にとってはもういいと思うので、そこの今後の減免制度についての普及というか広報というか、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

固定資産税の減免制度につきましては、市税条例等に基づきまして減免をしておるところでございますが、ただいま藤原議員からご指摘のように、この制度の周知につきましては、広報やホームページ等でさらに周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 次に、3つ目の旧秋田銀行野球場の跡地の活用についてなんですけれども、縷々答弁がありましたけれども、これ実際にいろいろこう検討した経緯っていうのは合併以来ありますか。例えば売却した際にはこれぐらいの価値だとか、別のもっと使い方があるんじゃないかとか、庁内でね、もしそういうふうな経緯がありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の秋田銀行の土地につきましては、平成28年の12月に寄附採納したものでございまして、当時は野球場でございましたので、野球場としての利活用ができないのかというところも検討いたしました。設備の老朽化がかなりありましたので、それで普通財産として取り扱っているというところでございます。

で、この件に限らず財産の有効活用ということは、財政面、それから地域の振興面でも非常に重要であるというふうに認識しておりますので、この後も本市の各種いろんな政策等に活用できるかどうか検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 先ほどの答弁として宅地として売ることも可能と思うというふうなこともおっしゃられましたけれども、そういうふうな方法もありますけれども、実は地域の一部の方からね、上出戸地域、運動場がないので、活用できないかというふうな、利用できないかというふうな声もありますけれども、それについてはどうでしょう。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域の住民の方からグラウンドとして利用できないのかというご提案があったというお話でございますが、ここの施設につきましては、野球場としてのバックネット等の老朽化もありまして余り安全な施設ではないということでございます。そういった意味で、行政財産ではなく普通財産として管理しているものでございます。例えば上出戸にも農村公園等もございますので、まず安全な施設を利用していただくということが一義的ではないかと思っております。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 上出戸地区には運動場というかグラウンドがあったみたいなんです。今、使われなくなったというふうなことでね、ここの場所を利用したいというふうな声もありました。それで、ボランティアとしてね中の整備とかやりながらそういうふうにしてもね、いいんじゃないかなというふうな感じするんですね。使うに当たって。で、バックネット、まあ私もちょっと見ましたけれども、そんなに危ないというふうな感じではなかったように思いますけれども、草等、それから松の木もねバックネット、フェンスを越えてずっとグラウンドの中にも入ってきてるんですよ、ずっと。あれはちょっともったいないなというふうな感じがしますので、そこら辺、地域の方がボランティアで整備しながら活用できるというふうな方向もあると思いますので、そこら辺はどうなんでしょう。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域の方々がどのような利用をご希望しているのかちょっとお話も聞きながら、安全に利用できるものなのかどうかを含めまして、この後調査していきたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 3つの分野にわたっていろいろ当局からお聞きしましたけれども、市民生活の向上に向けて提言もしましたし、答弁もねいろいろいただきましたけれども、是非市民生活向上のために頑張っていただきたいというふうなことで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小林 悟） これをもって8番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時休憩したいと思います。55分まで休憩したいと思いますので、宜しくお願いします。

午前10時43分 休憩

.....

午前10時55分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番佐藤義久議員の発言を許します。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） おはようございます。

はじめに、議会に対し、質問の機会をいただきましたことに感謝と御礼を申し上げます。議会を傍聴に来られた方には、ご苦勞様です。私は、市民の日常生活環境に力点を置いて議員活動に邁進することにしていきます。しばしの間、ご清聴願います。

質問に入ります。

改善しなければならない危機管理について。

潟上市の気象予報については、今後は、気象庁では地震津波の警報以外は12月で終了とされています。各種の警報・指示については、10月19日の新聞報道でされたように各自治体が防災無線などで対応するようにとのことのようでしたが、そこで質問の1点目、①本市では、災害を来然に防止する対策についての計画をお聞かせください。

裏を返せば、随所にきめ細やかに指示命令ができるようになりました。この点については、9月のご答弁には、10日も前の雨で地盤が緩んでいたのも避難指示を命令したとされています。事実でしょうか。また、過去の経験を鵜のみに、指示に従わない市民がいたら避難を呼びかけていただきたい。当局は今後において、経験を基にしないで何を根拠にして発令しますか。

こういう言葉があります。真剣に考えると「良い知恵」が出る。中途半端に考えると「愚痴」が出る。いい加減に考えると「言い訳」が出る。職員は市民から常に真剣さを求められているのであります。少し厳しい言い方になりますが、心していただきたい。ただし、警報・指示の発出については、「オオカミ少年」になるようなことにならないように願うものであります。

質問の2点目、冒頭にも申し上げましたが、災害情報のテレビ報道などの状況が変わりました。

②雨量計の設置を質問した際は、今後、雨量計は市独自に計画されますか。河川の危険水位表示はされますかの質問には、9月議会に、河川の水位を表すことはできないかとの質問には、必要性を検証するとしていましたが、口元が乾かないうちに、馬踏川橋、

ゆたか川の小泉、槻木に県が設置されていますので考えていません、支離滅裂な答弁で、避難指示は長時間で誇張したものではなかったかのご答弁には、このたびの判断は正しかったと確信している。小生に対しても、過去の経験を鵜のみにして、避難指示が発令されても避難しない住民には呼びかけてとのことでした。少し小馬鹿にした答弁でありました。

朝方の雨がやんで数時間、田んぼの中の家の方に土砂崩れがあるからとか危険だから避難してと言えますか。しかも、このたび気象庁では、地震津波情報以外は提供をしないと新聞報道にありました。過ぎた話になりますが、当局は地区名を出せないと、「大字」での入力の基本だと答弁されていました。

私は秋田地方気象台と水害のまちを訪ねてきました。さらに担当職員の話も伺ってきました。潟上市が間違っていたと思います。市町村の避難指示などは、自治体が発出するものと伺ってきました。

この際、言わせていただきますが、答弁に虚偽の発言があって、不誠実で、その場しのぎでありました。

さらに、二田駅前の水路の改善については、調査、目地修理のどこを見ての調査、排水路の機能を維持しているとは偽りに過ぎず、答弁に立った2人の部長の話に、傍聴に来た方は「何にもしていないのに」とあきれ返っていたようです。それでも後日、10月14日になり、四、五名の職員が調査と泥上げなどをされて土のう袋で50袋ほど取り除いたと聞いていますが、いまだ十分ではありません。

今後、引き続き整備するとのことでしたから、傍聴に来ていた市民は安心したようでもあります。物事に真剣に取り組んでいただきたいと願うものであります。

質問の3点目、先般の避難指示など駄目出しになりますが、有線放送には放送依頼はしておりませんでしたよね。飯田川の有線では、天王、昭和、飯田川の3つのスピーカーが近くに設置されていて、天王地区に流れたものを傍受、録音して飯田川地区に合わせて原稿を書き替え、夕方を待って皆さんが帰宅された時間帯に、その内容については分かりませんが放送を流したようです。ここでも天気は晴れても答弁の疑いは晴れません。

さらに、再質問の答弁には、Lアラートから河川の水位、道路冠水、総じて巡回した職員の報告がどうであったか話してもくれませんでした。資料が手元にないのでご理解くださいと言われるのですが、9月には危機管理についての質問でした。手元に資料が

ないのででは通る話ではないと思います。この点改善を望むものですが、いかがでしょうか。

次に、個別の事案になりますが、この質問には答弁は必要ありません。鶴沼台の児童館前の県道ですが、10月28日の午後3時頃、バケツを返したような短時間の雨でしたが、20センチぐらいが冠水、車での通行はできましたが、何年前になるか質問してありました。このことは、県が事業化、発注までされていたと、さきの議会意見交換会での出席されていた会長さんから伺いました。関係の課にも確認しています。湾曲の道路で一部全面が冠水、この解消は年度内に完了と聞いております。

質問の4点目にいたします。

101号線関係ですが、③番です。さらに二田方面より国道交差点の左折する際の角地、さらに、あともう2か所、市道の101号線下、大豊小付近と踏切付近に道路冠水が雨上がりには常に見られます。改善が必要と思いますが、この点はいかがでしょう。

議会運営基準を当局は尊重しているかについて伺います。

9月に質問した、幾つか申し上げておきたいことがありますので申し上げますが、当局のご答弁について、議会運営基準では、第2節102 答弁は、市長、教育長が行い、担当部長の答弁は、数字的な説明などの補足にとどめるとあります。私の質問には、市長はお答えに立つことがありませんでした。基準や規則を尊重してほしいところですが、この点についていかがお考えですか。

質問の6点目、改善しなければならない生活環境。

八坂団地の飲料水問題を伺います。

塩分を含むようですが、この解消を急ぐ必要があると思います。さらに、江川町内会の集会所、同様の事象と聞きますが、水道は使用停止していると伺いました。その取組を急ぐべきと思います。この点についてお答えお聞かせください。

質問の7点目、教育長、市長に伺います。

改善しなければならない学校教育について。

二田地区の会長さんを集めて小学校の生徒数を説明されたようですが、一様に疑問に思ったのは、東湖小の統合問題を相談なのかなと思いきや、統合の話はされていなかったようで、聞き漏らしたのかと会議の意図は理解できなかつたと私に尋ねられました。このままだと後に天王小も消滅との話があったようです。さらに、さきの「市民との意見交換会」の席上では、地域の説明会や懇談会などはされていると伺いました。東湖小

の学区の方は9割は統合に反対と話していましたが、12日の魁新聞の「地方点描」には、統合の方針案を示したとありました。議会の説明会でも今後の生徒数のデータを示しただけで、「一を言ったら十を知れ」では、議員として、住民としてどう考えればよいのでしょうか。

また、11月かたがみ広報に天王小へ統合と記載、掲載。東湖小の活用計画をどう考えているか。教育長、はっきりとご答弁ください。

統合は、何年何月を計画しているのですか。今後の潟上の教育の在り方・方針をお聞かせください。

また、「保育園」、「かたりあん」周辺の道路の拡幅を提案したことがありますが、その時点では、計画し、実施したい意向でしたが、市長が代わり、どのように当局に進言していますか。その進捗状況についてはいかがでしょうか。これについても市民との意見交換会でも要望がありましたから、ご答弁を求めるものであります。通園通路に危険を感じての話だったと記憶しています。

また、市長には、道路の拡幅について、周辺道路の整備について伺いたいと思います。さらに市道の拡幅、多くの箇所のオーバーレイの必要な箇所が見られます。市道整備の構想と計画をお聞かせください。

質問の8点目、学校給食について。

食材の委託先は他県の企業と聞きますが、委託先はどこの県。また、米飯給食は、前に質問したときは、お米は「あきたこまち」とご答弁でしたが、ところが産地を伺いませんでしたが、後に青森産の「あきたこまち」と情報を入手しております。愕然としました。信憑性は分かりませんが、地産地消の観点からどうでしょうか。サキホコレを使った学校もありますが、どのようなお考えをお持ちでしょうか。サキホコレについては南中学校が給食に用いたとも報道がありましたので、ご容赦ください。

質問の9点目、改善しなければならない施設管理。

飯田川の下虻川会館ふれあいの家（旧登記所）・飯田川の体育館は解体するのですか。話では、雨漏りがあると指摘したら解体するのだからとの話だったようですが、なぜ解体に至るのか疑問です。ご答弁願います。

以上、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 5番佐藤義久議員の一般質問の2つ目「議会運営基準を当局は尊重

しているのかについて」、私から答弁させていただきます。

平成24年5月及び同年12月に議長から発出された公文書においては、議会運営に関する申合せ事項として、議員ご指摘のとおり、一般質問の答弁は市長、教育長が行い、担当部長の答弁は数字的な説明などの補足にとどめることが示されるとともに、この点に関しては、当局サイドへの要請事項であって、強制はできないが、尊重していただきたい旨の注釈がございます。

この要請事項を尊重し、一般質問においては、市長である私または教育長が答弁することを原則としており、たとえ担当部長が答弁する場合であっても、その答弁の内容は、当然ながら私や教育長が答弁する場合と同様に、市当局としての公式見解であります。

市当局において誰が答弁するかについては、頂いたご質問の内容によってその都度判断しておりますが、例えば、私の掲げる政策や市の施策の大きな方向性についてご質問があった際には私や教育長が答弁し、一方で、個別の事案や事業、制度の詳細に関することや、件数、人数、割合といった単に実績を表す数値に関することに対するご質問であった場合には、より現場に近く詳細を把握する立場にある担当部長が答弁することが適切であると判断いたしております。

今後も、これまでと同様に、議会からの要請事項を尊重しつつ、引き続き真剣かつ誠実に答弁し、説明責任を果たしてまいります。

なお、ご承知のとおり、私もかつて県議会議員であった身であり、一般質問をする側の立場でありました。僭越ながら、私は、議会の「発言自由の原則」に則り、議場を秩序を踏まえつつ、そもそも一般質問とは、大所高所から建設的に政策を論議し、市政の課題や諸問題について執行当局に直接たずねることができるとともに、市民から負託を受けた議員として、自らの信念や思いを政策提案として表明し、その実現に向けて執行当局を動かすことができる、議員活動において非常に重要な場であると認識しております。

まして、年間4回しかない、そういった貴重な機会を、例えば、既に公表されている数値や資料を見ればすぐに分かることを確認するだけの質問や、根拠に乏しく誤解に基づいた質問などに費やすことは、議会の活性化、ひいては市政の発展にとっては非常にもったいないことであると捉えております。

本市にとって重要な政策論議がさらに活発化されるのであれば、私としても、議会からの要請事項をただ承るだけでなく、より大所高所から建設的に問題・課題を論議するために必要なことについては、自ら議会に対し協力を求めてまいりたいと存じます。

このたび、現状の運用に対して議員が問題意識を持ってご質問されたものと受け止めておりますので、議員の立場からも、よりよい議会運営の方法の確立を目指して、是非ご協力、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上であります。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 5番佐藤義久議員の一般質問の1つ目「改善しなければならない危機管理について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目「災害を未然に防止する対策に係る計画について」お答えいたします。

本市では、災害対策基本法に基づき、災害等に関し、予防、応急及び復旧・復興等の対策を実施するため関係機関が行うべき事務または業務の大綱を定め、市域、市民及び滞在者等の生命、身体及び財産を守ることを目的に、「潟上市地域防災計画」を策定しており、これが災害対策の基本となります。ただし、災害を完全に防止することは不可能であるため、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念としております。

議員ご指摘の8月の大雨時の対応として「10日も前の雨で地盤が緩んでいたので避難指示を発令したことは事実か」については、「土砂災害の大雨警報や洪水警報に加え、土砂災害警戒情報が発令されたこと、また、8月3日からの大雨により地盤が緩んでいること、さらに気象庁の防災情報提供システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報において、土砂災害警戒情報基準に達していたことから、土砂災害の危険度が高まったと判断し、避難指示等を発令したものである」と答弁したもので、避難指示等の際の判断材料の一つであったことを申し述べたものでございます。

また、議員は、大雨の際、現地を確認され、市民の方の声を聞いておられるということでもございましたので、「過去の経験を鵜呑みにして、避難指示が発令されても避難しない市民の方がいらっしゃいましたら、是非避難を呼びかけていただきたい」と答弁したもので、現在の災害は過去の経験則が通用しないものとなっており、それが被害の拡大を招いている旨を申し述べたものでございます。

今後も、避難指示は、気象庁や関係機関からの情報を基に、過去の災害発生状況なども加味して、災害発生のおそれが高まったと判断した場合には発令してまいります。

次に、ご質問の2点目「雨量計の設置と河川の危険水位表示について」お答えいたし

ます。

9月の定例会の議員の一般質問に対して、「河川の橋脚柱への水位表示については、効果や必要性について今後検証していく」と答弁しております。一方で、雨量計については、「新薬に設置しているほか、馬踏川橋、小泉、槻木にも水位計が設置されており、雨量を観測する必要性は少ないことから、雨量計の設置は現在のところ考えていない」旨を答弁したものでございます。河川の橋脚柱への水位表示と雨量計は異なる役割をもつものであり、支離滅裂な答弁であったというご指摘は当たらないものと考えております。

また、避難指示などの避難情報は、気象庁や関係機関等からの情報により災害が発生するおそれがあると判断した場合に、災害対策基本法に基づき、市町村長が発令するものであります。このことは、これまでもご説明してきたとおりでございまして、間違いございません。

次に、ご質問の3点目「先般の避難指示などの改善について」お答えいたします。

議員ご指摘の飯田川地区の有線放送については、8月12日に昭和地区・飯田川地区全域に「高齢者等避難」を発令した際に、防災無線と連動して午前9時過ぎに放送しております。さらに、同日中に4回ほど有線放送が独自に放送をしたほか、独自にページング放送を実施した自治会もあります。

この夏の大雨の際の対応について、県内の他自治体では、避難指示が遅れたことなどにより批判が住民から多く寄せられる結果となりました。住民の生命、財産を守るため、避難指示の発令時機を逸して手遅れになることは決して許されません。気象庁からは、たとえ空振りになっても早めに避難を呼びかけることが重要であると指導されており、結果的には過剰であったとの批判を受けても、このたびの判断は正しかったものと考えております。

また、議員は質問の冒頭、「潟上市の気象の予報については、今後は、気象庁では地震津波の警報以外は12月で終了されてます」と発言されましたが、そういった事実はありません。終了するのは、携帯電話などを通じて防災気象情報を知らせる「緊急速報メール」のうち、大雨や噴火などの特別警報の配信でございます。

次に、ご質問の4点目「二田地区、市道101号線下、大豊小付近及び踏切付近の道路冠水の改善について」お答えいたします。

ご指摘の道路冠水箇所については、いずれも県が管理する道路（県道男鹿昭和飯田川

線)におけるものと認識しております。

本市の対応といたしまして、道路パトロールの際、冠水を発見した場合や、市民または道路利用者の方などから連絡があった場合には、その都度、県道管理者である秋田県に対し情報を提供してまいりました。今後も改善に向け、県への要望を行うなど連携を密にして取り組んでまいります。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） 5番佐藤義久議員の一般質問の3つ目「改善しなければならない生活環境について」お答えいたします。

八坂団地の専用水道は、民間で設置・管理していることから、施設のメンテナンスや更新等は設置者自ら行うことが前提であります。

水質の面からは、本市に年に一度、水道水の検査結果の報告が提出されており、直近の報告によると、原水、配水ともに基準内の結果でありました。

八坂団地のある江川地区は、上水道の認可区域である一方、給水はされておられません。現在、新浄水場の整備工事を行っておりますが、設計の段階で、水道未普及地域である江川・本郷地区へ水道加入意向についてアンケートを実施したところ、見込まれる加入率が低く、収支が赤字となることから、同地区への整備を見送りました。

水道事業は公営企業で実施しており、費用対効果の観点から検討すると、現状では、江川地区または八坂団地までの新規の水道管布設の費用を企業会計から支出することは、非常に困難であります。

また、議員ご指摘の水道が使用停止されている江川地区の集会所については、江川児童館のこととお見受けいたしますが、江川児童館では井戸水を使用しており、直近の水質検査の結果により、現在のところ飲料水としての使用ができない状態であるものの、今月中に井戸の更新工事が完了し、飲料水としての使用が再開できる見込みであります。

以上です。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 5番佐藤義久議員の一般質問の4つ目「改善しなければならない学校教育について」お答えいたします。

私からは、ご質問の1点目と4点目についてお答えいたします。

ご質問の1点目「今後の潟上の教育の在り方・方針について」をお答えいたします。

市教育委員会では、「潟上市立小・中学校の規模及び配置等に関する基本的方針

(案)」を9月28日に市議会へ報告した後、10月及び11月に市民説明会を行いました。この説明会では、本市の児童生徒数の推移等を踏まえた本市全体の学校教育環境の今後の在り方についての基本的方針を示し、その中で喫緊の課題として取り組むべきと判断した、東湖小学校と天王小学校の統合、追分小学校の校舎整備の2点について説明しました。その後、パブリックコメントの実施、市広報かたがみへの掲載、東湖小学校保護者を対象としたアンケートの実施等により、説明を重ね、市民の皆様のお声をお聞きしてまいりました。

お尋ねの「東湖小学校と天王小学校の統合」については、9月にお示ししたとおり令和7年度の統合案としており、今後の教育委員会会議で基本的方針を決定後に、令和7年4月に統合後の小学校を開始したいと考えております。

また、統合後の東湖小学校校舎については、引き続き避難所として使用するほか、校舎の利活用について地域の皆様からご意見を伺うなど、今後の活用策を適宜適切に検討してまいります。

次に、ご質問の4点目「学校給食食材の産地に係る改善について」をお答えいたします。

学校給食で業務委託しているのは調理業務であり、献立、食材の発注は学校の職員が行っております。使用する食材については、各学校において、できるだけ地元業者から購入しております。限られた給食費の中で賄うことから、全ての食材を秋田県産とすることは難しいものと考えますが、お米は全て「秋田県産あきたこまち」を使用しております。先月は全ての学校で「サキホコレ」を提供し、とても好評でした。今後も、地産地消及び食育の観点から、「あきたこまち」、「サキホコレ」を含めた秋田県産の食材の使用に努めるよう各校へ要請してまいります。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） 次に、ご質問の2点目の「保育園・かたりあん周辺の道路の拡幅の計画の進捗状況について」と、3点目の「市道整備の構想と計画について」は、関連がありますので併せてお答えいたします。

令和3年9月に開園した天王こども園の整備に当たっては、保護者の送迎時の安全確保を図るため、周辺の道路状況を調査いたしました。その結果、送迎の車の流れをふるさと農道側からの進入を基本とするなどの安全対策を保護者に周知することとし、市道の拡幅は行わないことといたしました。

そのほか、周辺の市道整備については、周辺環境と道路利用状況などを確認していく必要がありますが、道路整備については、市全域にわたり総合的に勘案すべきものであり、整備の必要性の有無や優先順位など、相当の期間を要することについてご理解をお願いします。

本市における主な市道整備事業、特に一定の事業規模が見込まれる主要な道路、いわゆる幹線市道の改良については、「潟上市幹線道路網計画」に基づいて実施しております。本計画は、平成25年7月に策定したものであり、旧町間の連絡機能を充実させ、均衡ある発展を目指すため、道路整備の基本的な方向性を定めたもので、本市の抱える道路網の課題や、将来の交通需要に対応した幹線道路網が示されております。効果等を考慮しながら、将来の交通需要に対応した施策を検討し、順次施行しております。また、緊急性が高いと判断される路線については、優先的に実施するべきものとしております。

さらに、オーバーレイ工法を含む市道舗装補修については、「潟上市公共施設等総合管理計画」にある「舗装の個別施設計画」に基づき幹線市道を優先的に整備しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり補修必要箇所が多いことから、事業量に鑑み、今後も計画的に実施してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小林 悟） 澁谷教育部長。

○教育部長（澁谷 豊） 5番佐藤義久議員の一般質問の5つ目「改善しなければならない施設管理について」お答えいたします。

1点目の飯田川ふれあいの家は、昭和45年に当時の「秋田地方法務局飯田川出張所」として建設され、その後、昭和63年に旧飯田川町が払下げを受け、現在に至っております。

飯田川ふれあいの家は、「潟上市公共施設等総合管理計画個別施設計画」において、廃止・解体の対象となっております。

本計画においては、対症療法的な修繕を行いながら使用できるものは使用することとされておりますが、当該施設は老朽化が進み、耐震面でも危険な状況である上に、改修には多額の費用を要することから、施設を利用している地域関係者への説明及び協議を経て、廃止・解体という判断に至りました。

2点目の飯田川体育館については、本個別施設計画に基づき当面存続することとし、引き続き安全に利用できるよう適切に管理してまいります。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員、再質問ありますか。5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 最初答弁していただいた市長ですが、基準であって、条例化されているものと思っていましたが。

○議長（小林 悟） マイク入ってらが。入ってる。

○5番（佐藤義久） 条例化されていない、共有するものと思っていましたが、違いますか。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） ただいまの質問にお答えいたします。

条例化、答弁の方でもお答えしましたとおり、議長から発出された公文書においての要請文書であるという認識でおります。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） そうすれば、市長には大変失礼なこと言いました。まず私どもは市長の考えなどお伺いしたいことがたくさんありましたので、常々一般質問の際は市長に質問の相手方を指示して出しておりますので、その点もご承認ください。宜しくお願いします。

それから、危機管理についてですが、総務部長さん、これから答弁繰り返しておられましたけども、大字で指示する以外できないと、テレビで放映したのはちょっと行き過ぎでなかったかという私の発言に対してでしたが、全くそういうことはなかったということ、气象台行っても水害起きた市町村へ行っても、いや、避難指示・命令は、各市町、自治体が出すんですよって言われてきました。誠にあなた方のご答弁とは差異がありますが、この辺どうでしたか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

前回の一般質問でもご答弁したとおり、災害対策基本法に基づいて、そのような避難指示につきましては市町村長が行うということになっておりまして、その答弁は以前と変わっておりません。

で、前回の一般質問のとき、佐藤議員からは、気象の警報についてのご質問がありましたので、その気象の警報は気象庁が行いますが、避難指示等はそれぞれの市町村が行うということで、今先ほど佐藤議員がおっしゃられたことで間違いございません。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） そうすれば、そのことについて。大字でやって、時間が長すぎたの

で途中修正はできないという答弁もありましたよね。それは自由にできたということが伺っておりますが、この点いかがですか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

避難指示の町内会単位の発令ができなかったのかということでございますが、前回も答弁したとおり、一般的には大字で出すのが一般的でございます。で、町内会単位で細かく避難の状況を予測するというのが困難であるため、広く出しているということが一つであります。それから、これはその入力することでNHKのデータ放送、それからヤフーの災害情報にも情報が提供されます。そういった意味で、市民のみならず誰が見ても、例えば転入された日が浅い方でもその地区名を大字で理解できるということで、まずこれまでは大字でその避難指示を出しております。

で、町内会単位でできなかったのかというご指摘でございますが、それは確かに町内会単位でも設定は可能でございます。ただし、町内会、今現在で100ほどあります。これを一つずつ入力・・・。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 同じ答弁を繰り返してるだけだから、あといいと言いましたけど、それでは大字天王の場合ね、天王全域になるでしょ。ただ聞くところによると、大崎ちょっと調べていませんが、大字つかないらしいん、天王つかないらしいんですが、天王地区にもし指令など出すときに、天王地区の皆さん全員が対象となりますよ。飯田川も同じです。飯塚といえば、まあこの前、副市長にも確認しましたけど、飯田川妹川っていえば、和田妹川っていえば範囲はどこからどこまでですかって聞いたけれども、全域がそれで副市長さんの裏山もがけ崩れの危険性あったの。そんな不思議に思うんですよ、私。昭和で大久保が大字になると思うんですが、大久保ってばほとんど全域ですよ。旧金足地区って言われれば大昔の話ですが、乱橋、佐渡、八丁目だけが久保つかないだけで、あと全部つくんですよ。だからそのことを聞いたわけですよ。それはまず私にすれば虚偽の答弁。私にすればだよ。それしか思えねえもん。何でこんなに大げさに答弁しなきゃいけないのと思うぐらい。だから聞いているの。で、今回もまた、ただしてきたわけではないけど、まあすぐに气象台やら三種町さ行ってきたけれども、三種町の町長さんと話したけれども、いやいやいや、うちの方の水害については、こういう事情で水害が起きたんだという話も聞いてきました。で、何か市長答弁したがついておりますか

ら。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 先ほど来の質疑に対しては、やはり災害対策に対する議員と我々当局との認識に差があるものと捉えておりまして、確かに他市町村にも調査に行かれたということでもありますけれども、やはりその地域地域によってやはり地域事情というものがあるかと思っております。本市においては、先ほど来答弁したとおり大字での入力ということになっておりますけれども、これに関してもやはり地域の実情、そしてまたこういった情報に関しては正確性も必要であります。より詳細になることによって誤情報となる場合等も考えられますし、先ほど来答弁の中でもありましたとおり、いつどこで災害が発生するかもなかなか予測できない状況がございます。こうした面においては、より広い範囲で避難指示等を出すことは必要なことだと思いますけれども、一方で、こうした地域における防災対策、訓練、こういったものの実施によれば、たとえ大久保地区の大規模なエリアであったとしても、そこでの川の氾濫であるとかそういった箇所については、住民の予測というものもあろうかと思えます。ただ、やはり我々としては、第一に市民の生命、財産守るという市の立場としては、やはりより災害が出ない形で情報発信していく、これに努めることは常だと思っておりますので、どうぞご理解のほど宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） ご理解いただけないな。今、市長もおっしゃることは分かります。けれども、私がさきの議会のときだったと思いますが、その大字で何で出さなきゃいけないのかというのは、飯塚駅前の方々だとかが我々どこへ逃げればいいんだってという電話、殺到はしませんでした。二、三本入ってます。それから、金山の会長さんだと思わんですが、元消防団長さんでも、何とどこさ洪水起きらったどって聞かれ、何もかもなんねがったという話は聞いてます。そういうことがあるので、きめ細かに狭い範囲で出すように努力できないかということをお話してるんです。分かりますか。大きく範囲を広げれば心配する人がたくさんおります。だから話してるんです。おらどこさ逃げればいいんだってのが、飯田川の方一人はね有線放送聞いて、後で逃げられて言われても困るがら早々と来たと言って、一人来たそうです。で、昭和はどういう方だか聞いてませんが、2人来て1泊して、朝帰ったそうです。そういう情報、あなた方持ってる。お詫びなり、謝罪、土下座しろとまでは言わないけど、誤ったら誤った、悪がったの一

言ぐらいあってもいいんじゃないの。ただ自分の方針だけ我々さ訴えたっただって、市民に伝わってなければ何にもならないでしょ。

議長いいですか、継続。いい。

○議長（小林 悟） はい、どうぞ。

○5番（佐藤義久） 答弁にも困ってるようだから、まず私が質問重ねて言いますが、例えばね、逃げてない人がいたらって言われたけれども、完璧に私にはそう聞こえましたし、言ったと思います。私の解釈の違い、耳もちょっと遠くなってきてますんで判別できないですが、あと終わったことだって、テレビ等でこういう報道は、気象庁では報道しないと。津波、地震以外はしませんという文をはっきり聞いてきましたけど、それは私の誤解ですか。気象庁の担当官がそう言っておりましたけども、気象台の。

○市長（鈴木雄大） ちょっと確認いいですか。

○議長（小林 悟） はい。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 反問権。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） ただいまの質問の趣旨についてちょっと確認させてください。

議員の質問は、あくまでもこのたび我々が発した情報というのは誤りなので、謝罪しろという意味合いでしょうか。

○5番（佐藤義久） いや、謝罪までいかねえ。

○市長（鈴木雄大） いや、謝罪じゃなくても誤りがあるっていう、非を認めなさいという質問に感じられたんですけれども、災害発令そのものに関して、未然に防ぐために情報発信することが誤りで謝らなきゃいけないっていうことに、ちょっと甚だちょっと疑問を感じますので、そこの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） 私が言いたいのはね、大げさすぎたのではないかということについて間違いありませんでしたって当局がご答弁いただいたから、その点、大げさすぎたのではないのかと。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） その点に関しては、先ほど来答弁しておりますとおりの大げさではないと認識しておりますと、こういうことをご理解いただければと思います。

○議長（小林 悟） 5番佐藤義久議員。

○5番（佐藤義久） それから申し上げますけど、金山の洪水、これあり得る。例えば、そういうのが大げさなんでねえの。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にもありますように、災害がどこで発生するかも分からないような状況の気象情報になってます。そういったところで広く避難指示を出したということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小林 悟） これをもって5番佐藤義久議員の質問を終わります。

暫時休憩したいと思います。1時半からお願いしたいと思います。

午前11時55分 休憩

.....
午前 1時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番石井和人議員の発言を許します。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 12番石井和人です。傍聴席の皆様、本日はお寒い中お越しいただきましてありがとうございます。

本日は一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございました。

通告書に基づき、非常事態発生時の住民保護計画について質問させていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻や台湾情勢が緊張感を増している中で、国連の安全保障理事会は正常に機能していないような状況が続いております。

北朝鮮は、日本海へ向けたミサイルの発射を何度も繰り返しています。今年に入ってからミサイルの発射回数と発射弾数は、ともに過去最高を記録したと報道されてきました。日本政府は、発射の都度、抗議を繰り返していますが、日本の声は無視され続けています。

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、人工衛星と全国の市町村の防災無線を利用して緊急情報を伝えることで、有事の際、速やかに住民へ情報を伝えることを目的としています。しかし、10月、ミサイルの発射を受けて、政府は関係地域に向けてJアラートを発信した際、Jアラートの発信が遅く避難する時間がないという住民からの声を受けて、システムの改修が進められています。

ミサイルの飛翔速度は音速を超えるため、弾頭に爆発物が搭載されていなくても、す

さまじい破壊力があります。庁舎の屋根や壁などは簡単に突き抜けてしまうでしょう。着弾による飛散物が人体に直撃すれば、命に関わるほどの事態となります。避難先に向かうまでには道路の渋滞も予想されます。円滑に避難を完了させるには、避難経路の選定や誘導も重要です。避難先や家庭での生活に不可欠なライフラインは、機能を維持できるのか。電気、ガス、水道、電話、通信、物品の配送、交通機関など、有事の際に検討すべきことは多数あります。さらに、住民が協力して、高齢者や子どもたちを守るための仕組みも必要ではないでしょうか。数年前には、出戸浜の近くに北朝鮮からと思われる木造船が漂着したこともあります。工作人員の潜入等への対応は検討されているのか。

様々な状況の中、潟上市では何ができるでしょうか。住民を保護するためには、万が一を想定して対応しなければなりません。警察や消防だけで対応できなくなれば自衛隊からの支援も必要ですが、いざ派遣要請が必要になった場合、潟上市には自衛隊の派遣要請をする権限がないため、県知事に自衛隊の派遣を要請してもらうことになります。

私は、有事の際、市民の生命や財産を守るための行動基準となる「住民保護計画」を適切な時期に更新し続けなければならないと考えています。この計画の中で重要になってくることは、どうやって情報を早く正確に伝えられるかということです。市の防災無線から流れる放送は、場所や天候によってよく聞こえないという声を聞いております。不測事態に対応するためには、関係機関との円滑な連携を築き上げることと、周到な住民保護計画が必要です。

以上のことから質問いたします。

1、住民保護計画は適切に更新されているか。

2、防災無線は悪天候で聞こえにくい場合もありますが、有事の際、停電や設備の破損で使用できなくなった場合の対処方法はあるか。

3、市の防災メールは、登録者数と普及率はどれぐらいか。

4、ミサイルの爆風や破片による被害から防護できる建物を把握しているか。

5、住民保護の訓練は、計画されているか。

以上で質問を終わります。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） 12番石井和人議員の一般質問「非常事態発生時の住民保護計画について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目「住民保護計画の適切な更新について」お答えいたします。

本市では、国民保護法に基づき「潟上市国民保護計画」を策定しておりますが、政府の「国民の保護に関する基本方針」が変更されたこと等により計画の改定を要することから、現在、改定作業を進めております。計画の変更にあたっては、潟上市国民保護協議会への諮問をはじめ、県知事との協議など、手続にも時間を要するものもありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、ご質問の2点目「防災無線が有事の際に使用不能になった場合の対応について」お答えいたします。

本市の防災行政無線の屋外子局には、バッテリーが備え付けられており、停電時でも使用できるようになっております。また、放送内容の確認やスピーカーなどの破損により聞き取れなかった場合については、防災行政無線テレホンサービスを利用することで情報を得ることができます。また、国民保護に関する情報などにつきましては、防災行政情報メールでも配信されます。

次に、ご質問の3点目「市の防災メールの登録者数及び普及率について」お答えいたします。

11月末日現在の防災メールの登録者数は、1,180人であります。普及率については、分母となる数字が把握できませんのでお答えできませんが、引き続き登録者数の増加に向けて周知してまいります。

次に、ご質問の4点目「ミサイルの爆風や破片による被害から防護できる建物の把握について」お答えいたします。

政府は、弾道ミサイル着弾時に国民がとる行動として、「頑丈な建物や地下街などに避難」、「近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る」、「屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する」などと紹介しております。

本市のホームページから内閣官房の国民保護ポータルサイトへアクセスすると、弾道ミサイル落下時の避難施設が検索できるようになっており、コンクリート造や鉄骨鉄筋コンクリート造などの建物が本市の「緊急一時避難施設」として掲載されております。

ただし、これらの建物に避難したからといって、ミサイルの爆風や破片から身を守れるかは未知数であります。さらに、弾道ミサイルの発射探知から着弾までは数分しかなく、避難施設の至近距離にいる場合以外は、Jアラートを受けてからそこへ移動するという選択肢は現実的ではないため、近くに建物がない場合は、物陰に身を隠す、地面に

伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動するといった対応を取ることが基本になるものと考えております。

次に、ご質問の5点目「住民保護の訓練の計画について」お答えいたします。

弾道ミサイルが発射され、万が一Jアラートが本市を含む地域に配信された場合、避難措置の認識不足により市民がパニックになることも懸念されます。そうしたことがないよう、政府が求める弾道ミサイル落下時の行動については、市民周知が重要であると考えております。本市では、ホームページで「弾道ミサイル落下時の行動について」を掲載しており、今後も更なる周知に努めてまいります。

また、平時でも継続的にJアラートやエムネット等を活用した伝達訓練に参加しており、弾道ミサイルを想定した伝達訓練は、年4回ほど実施しております。

本市の国民保護計画を実効性のあるものにしていくには、様々な施策を実施していくことが必要である一方、本市独自での取組には限界があります。住民保護の訓練については、国・県等の関係機関との共通認識において連携した実施体制の構築が重要であると考えており、今後も避難訓練や啓発活動等の実施について、関係機関と情報共有を図りながら調査研究してまいります。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員、再質問ありますか。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） ご答弁ありがとうございました。再質問いたします。

まず1点目ですけれども、市の国民保護法に基づいた計画、現在改訂中とお聞きしましたが、今までずっと更新されていないようですが、その理由はどういったものでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで計画の見直しは行っておりませんが、これまでは現計画を基本とし、国・県の方針に基づいて計画を運用してまいりました。しかし、昨今の国際情勢等を鑑み、現在、鋭意改訂作業を進めておりますので、速やかに計画が策定されるよう準備を進めてまいります。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 市長にお聞きしたいんですけども、市長はミサイルの発射、これについて脅威を感じていますか。お聞きしたいです。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） ただいまの質問にお答えします。

ミサイルの発射については、脅威であると認識しております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 市長もやはり脅威を感じていらっしゃるようですので、見直しには早急に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

恐らくJアラートが運用されて10年以上たっていますので、このJアラートへの対応の仕方とかその辺でもっと見直しの必要があるかと思えます。併せて、協議会を開催しているということですが、具体的にはどのような内容を協議されているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

国民保護協議会でございますが、国民保護協議会条例に基づきましてこれは設置するものでございまして、計画の改訂の際はこの協議会に諮問することとなっております。

で、現在、国民保護協議会についてはまだ設置してございませんので、計画の改訂に目安がついた段階で設置してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 協議会がまだ設置されていないということですが、やはり、まあニュース等からですけれども、最近のミサイルの性能、これが格段に向上していると思えます。10年前とか以前と比べれば格段の進歩を遂げているのではないかと思います。例えば、今までですと燃料が液体だったために、設置してからミサイルが曝露するまで長時間かかっていたということからミサイルの兆候を安易に発見することができましたが、最近では固体燃料とかも使われているようで、ミサイルの発射の兆候、そういったものが捉えられなくなってきましたし、撃ち方についても、例えば地上だけでなく潜水艦等、そういうところからの発射もあると聞いております。併せて、撃ち出したミサイル、これについては弾道の速度が非常に速いということで、仮に日本が到達するまでも時間が非常に短いということも考えられますので、この辺のことも踏まえて、いかに情報を早く、そして確実に市民の皆様にお伝えできるか、こういうことが一番重要になってくると思われませんが、潟上市として、この今の国民保護の計画、これについて完成までどれくらいの日数を要するのか、その辺のことをお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

ミサイル防衛のことにつきましては、国防に関わることでございますので国家レベルでの検討が必要だと思われまます。

で、国民保護法における市町村の役割といたしましては、石井議員がおっしゃられるように住民への避難への呼びかけ・伝達、これが市町村の役割として明記されております。そういった中で現在計画はまだ更新されておられません、Jアラート等、国からの情報が出ましたら速やかに地域の市民の方に伝達できるよう、市としても準備を整えているところでございます。

計画の策定の期間でございますが、現在策定作業中ですので、いつまで計画を作成するということはちょっと明確にはお答えできない段階にはございます。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 分かりました。やはり計画はできるだけ早めに作成していただきたいと思ひます。

次に、住民の保護に関する事でやはり一番大事だと思われるところで、防災無線なんです、現状でやはり場所によって聞こえにくいとか、あるいは雨等、天候の悪いときに聞こえにくいというようなことがありますけども、市ではそういった苦情とか不具合のことについて把握されてはいますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

防災行政無線が聞こえないという苦情も時々あります。そういった場合には、例えば屋外スピーカーの向きを変えるだとか音量を調整するだとか、そのような対応をしております。で、防災行政無線ですので全て完全に行き届くわけではございませんので、先ほどご説明したとおり、防災無線の内容が聞き取りできるテレホンサービスだとか、防災メールとかに登録をしていただければ、その防災無線での情報が確認できるようになっております。

いずれ防災無線の整備につきましては、100パーセント住民の方に伝達できるよう、これからも整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 防災無線が聞き取りづらい場合、テレホンサービスを利用できると言ひますけども、この点を、テレホンサービスを知らない人、もしくは知ってても面

倒だからそこまではしないというような方がいるようなそういった印象を受けますけども、実際にこのテレホンサービスはどれくらいの方利用されてるか、その辺は分かりますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

防災無線のテレホンサービスの利用者数ですけども、これについては把握できる状況にございません。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） テレホンサービス、実績確認できないということですので、そうなればやはり防災無線に代わるものとして、市の防災メール、これをいかに市民の皆様にお知らせして、ここの登録者数とか利用率、こういったものを向上させていくのが今現在では一番大きな課題ではないかなと思います。

先ほど11月末現在で1,180人とお聞きしましたが、潟上市で3万2,000人いる中でこの1,180人というのは、私の感じでは少ないと思いますけども、市の認識としてはいかがでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

市の防災メールの登録者数は1,180人と先ほど答弁いたしました。この数字については決して多くはないというふうに考えております。ですので、まずこの後もPR活動に努め、できるだけ多くの市民の方から防災メールに登録していただけるよう周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） やはりこの防災メールの利用者が少ない点、この辺を改善してもらえないか、もらいたいということがあります。例えば、最近では、ほかの自治体なんですけども、メールだけではなくて個人のスマホとか携帯電話にショートメールで、文章としては短いんですけども、有事の際、こういうことがありました、今現在、例えば防災関係でもいいですけども、どこそこの橋が通れないとかそういった緊急のメールも使えるサービスも始まっているようですので、市としてはそのような市民に知らせる手段が増えてきている中で、ショートメールとかそういったものの活用するという考えはないでしょうか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま石井議員の方からショートメールも活用したらどうかというご提案がございました。そういった事例も参考にしながら、それ以外には市の方で市の公式のツイッターががございます。そういったツイッターの中でもそういった情報を発信しておりますので、そういったところも検討しながら、ショートメールについても調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） どうもありがとうございました。

あともう一点、防災無線に関してですけれども、最近の住宅等については以前と比べて防音効果が非常に高くなってきてまして、防災無線というか外からの音が聞こえにくい、そういう造りになってきていますので、防災無線よりはやはり防災メールの方にも重点を置いて、そちらの利用率を向上させてもらいたいなと思ってます。併せて、例えば緊急時、万が一の場合、例えばミサイルがどこかに落下したとかそういう場合のアラート、これに関してですけれども、市民が例えば聞き慣れない音を聞いて、それが何の音なのか、Jアラートの音なのか戸惑う場合、そういうことがあるかもしれませんが、これに対して市では周知されていますか。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

Jアラートが発動された際は、防災無線で自動的に放送されることとなります。で、その放送内容が突然市民の方が聞いて驚くのではないかというご指摘であろうと思いますが、これについては年に数回、テストということでJアラートと連動したテスト放送しております。そういったところで、Jアラートが発動されたときの放送内容があらかじめ市民の方にもお伝えできるような訓練も実施しているということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 防災メールについてです。防災メール、市からの防災メール受信した際ですけれども、潟上市だけでなく県内各地の情報も一緒に含まれていて、で、潟上市の内容をこう探すのにもちょっと時間を要するというような感じがあります。発信元のものをそのまま引用して流すのではなくて、潟上市の部分をより強調した内容で分か

りやすく防災メールを伝えるというふうな感じのことに変更してはどうかと考えていますが、この辺は対応できるのでしょうか。

○市長（鈴木雄大） 確認していいですか。

○議長（小林 悟） はい。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 石井議員のご質問の趣旨について確認させていただきたいんですけども、今、防災メールの活用等についての背景としては、ミサイル攻撃、有事の際の対応という認識でよろしいでしょうか。

○12番（石井和人） そうです。

○市長（鈴木雄大） だとすれば、ミサイル攻撃、直接攻撃等受けた場合において、数分の間においてそういった個別の対応というよりも、まずは先ほど説明した計画にあるように身近なところに身を隠すとかそういった部分が恐らく潟上市内においては可能な対応なのではないかと思っております。まずやはりミサイル攻撃等の場合には、国防、国においての対応が第一になってまいりますので、こちらの方で依頼をする部分については、活用できるものとして防災のメール等の活用はありますけれども、正直ミサイル攻撃直接あった場合、まず本土攻撃、まあ石井議員も自衛隊におられたと思いますけれども、そういった場合には空からの攻撃だけではなくて海上からのそういった攻撃等も想定されると思いますので、そうなる現状の潟上市、防衛するすべがない状況の中でそういった具体的な情報の発信というのは、あくまでもその情報源は国になっておりますので、いち早く対応するとすれば、まあ現状の防災メール、先ほど部長が縷々答弁しておりますけれども、聞きづらい点を改善していくとかそういった対応になるのではないかと思いますので、なかなかそのミサイル防衛に対してどうするかという部分については、やはり具体的な攻撃対象となった場合には非常に時間のない中で全ての市民を守りきるというのは、なかなか本当に厳しい部分があるのでないかと思っております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） ご説明ありがとうございました。

次ですけれども、ミサイルの破片等から防護できる建物、これは検索すれば分かるよというふうに言われておりますけれども、事前にこういうところに避難できますとか、そういう周知はできないもののでしょうか。お願いします。

○議長（小林 悟） 千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） ただいまのご質問にお答えいたします。

避難できる施設はございますけども、ただ、先ほども答弁いたしましたように、本当にその施設に逃げたことが本当に安全なのかどうか、もしかしてその建物にミサイルが直撃した場合、その市民の皆さんの命を守れるのかどうか、本当に分からない状況でございます。避難施設、ここに逃げてくださいよというのは確かにお知らせすればいいかもしれませんが、その近くにおらない方だとか移動してる間どうすればいいのかっていうのが課題となりますので、先ほど来答弁しているように、物陰に身を隠すだとか、地面に伏せて頭部を守るだとか、そういった対応を今後PRしていきたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） ありがとうございます。

最後に、国民保護、潟上市内の住民保護の計画もまだ完成していないということですが、やはり完成したならば、やはり訓練が必要ではないかなど。まあ実際に計画したものと、それに対して訓練がしっかりできているか、こういう検証も含めて、この住民保護の訓練をいち早く行っていただきたいなと思います。先ほどお聞きしましたが、県とか国との関係もあるかと思っておりますけども、これは例えば国民保護だけではなくて、例えば防災の面で、まあ地震とかにもちょっと重複するようなこともありますので、例えば情報伝達だけの訓練とかそういったものでも、今できることを事前に実際にやってみて、それが計画どおりにできるか、そういったことも検証しておく必要があると思うんですけども、その辺のお考えをお願いします。

○議長（小林 悟） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） ただいまの質問にお答えします。

計画そのものは完成してないわけで、既存のものがあって見直しを行っているという認識で、既存の計画に基づいて現状そういった有事があった場合には対応していくということですので、完成していないということではないということをご認識いただければと思います。

もう一点の訓練につきましては、まあこれについても先ほど来お話ししましたように、あくまでも有事の際になると、やはり国・県との連携が必要です。情報源というのはどうしてもこちらにありませんし、どういったところ、どこが攻撃されるかというのはもう想定することもできません。一方で、防災訓練については毎年実施しておりますので、そういった形の対応は今後も引き続きさせていただきたいと思っております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 分かりました。ありがとうございます。

やはり計画の更新、見直し、現在進められてるということですので、早急に調整等を行って、市民が安心できるような、普段考えられないようなことが起こっても市として対応できる、そういった体制をつくっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小林 悟） よろしいですか。これをもって12番石井和人議員の質問を終わります。

暫時休憩したいと思います。20分まで休憩したいと思います。宜しくお願いします。

午後 2時10分 休憩

.....
午後 2時20分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番菅原理恵子議員の発言を許します。1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） お疲れ様でございます。

今定例会において、私は大きく2点について質問させていただきます。

質問に入る前に、5分の2ページの下から3段目、右側なんですけど、「妊婦届」って書いてありますけども、これ「妊娠届」って訂正してください。宜しくお願いいたします。

それでは、大きな1点目、出産・子育て応援交付金事業について。

コロナ禍において少子化・人口減少は一層進み、核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、子どもや家族を取り巻く環境は深刻な状態です。

2021年に日本で生まれた子どもの数は過去最少の81万1,622人で、想定よりも7年程度早く少子化が進んでいます。少子化を乗り越えるには、ライフステージや子どもの年齢に応じた切れ目のない支援の充実を図っていく必要があります。誰もが安心して子どもを産み育てられる環境整備をするとともに、一貫性や継続性・恒久性・体系性に基いた支援策の実行が重要です。

核家族化が進み、地域とのつながりも希薄化により孤立感・不安感を抱く妊婦・子育て家庭が少なくありません。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であります。全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てが

できるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進。伴走型相談支援の実効性をより高めるため、経済的支援を一体的に実施する「出産・子育て応援交付金」があります。各自治体の創意工夫により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る体制整備と、妊娠届出時や出産届出を行った際に、出産育児関連用品の購入費助成・子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援で、計10万円相当を給付する経済的支援を具体的に実施していくもので、今年度2次補正予算に組み込まれました。

必要な支援メニューが子育て家庭に確実に届くよう、優良事例等を収集し、具体的な支援策で切れ目のない包括的支援の体制や制度設計が必要です。

以上のことから次の点についてお伺いいたします。

①伴走型相談支援について、本市では十分施していただいておりますが、政府の説明を受け、切れ目のない定期的な伴走型相談支援の充実を図る体制を整備することについてのお考えは。

②経済的支援の具体的実施についてはいかがでしょうか。また、手続等に係る費用は全て政府負担ですが、お手挙げ方式でありますので、お手を挙げていただいた際の支給方法についてのお考えをお聞かせください。

大きな2点目、带状疱疹予防について。

県内在住の医師から带状疱疹ワクチン接種の助成を推し進めていただきたい旨を受け、2019年9月定例会において一般質問をしておりますが、今定例会において再度質問させていただきます。

水痘にかかった人は、带状疱疹ウイルス抗体保有率は、50歳以上の日本人成人のおおよそ9割はこのウイルスを持っています。加齢・疲労・ストレスなどで細胞性免疫が低下するとウイルスが活動し、増殖し始めて带状疱疹になります。50歳以上になると発症率が高くなり、日本では80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われております。带状疱疹の合併症として50歳以上で約20パーセントの方が、80歳以上で32.9パーセントの方が、焼けるような痛み、ズキンズキンする、締めつける、電気が走る、鋭く引き裂くような、うずくような痛みを伴うといった带状疱疹後神経痛を発症するそうです。皮疹発現後90日を経過しても、19.9パーセントの患者に疼痛が残存します。また、受診の遅れが重症化につながるというデータも出ております。

带状疱疹を予防するにはワクチンがあります。ワクチンは、带状疱疹の発症や重症化

を予防する目的で接種します。全国における带状疱疹予防ワクチンの公費助成導入の状況は、2022年9月時点で39自治体が生ワクチン・不活化ワクチンの助成を行っています。そのうち28自治体が50歳以上に助成をしております。県内では、能代市、三種町、八峰町、藤里町が65歳以上に生ワクチン・不活化ワクチンを4,000円で1回のみ助成、東成瀬村では65歳以上に不活化ワクチンのみ半額助成をしております。

コロナ禍によって、免疫力の低下等で発症率も増えているのが現状と言われております。带状疱疹発症患者の重症化を防ぐためにも、ワクチン接種をすることで発症や重症化を予防する目的のワクチン接種助成に向けた取組方について、当局のお考えをお聞かせください。

以上、壇上から大きな項目2点について質問させていただきました。ご答弁のほど宜しくお願いいたします。

○議長（小林 悟） 当局より答弁を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 1番菅原理恵子議員の一般質問の2つ目「带状疱疹予防について」私からお答えいたします。

带状疱疹は、水痘に感染した人が加齢や疲労などの免疫力低下に伴い発症する病気で、ワクチン接種が病気の発症や重症化の予防に有効であります。予防接種法上の定期接種に位置づけられていないことから、これまで本市では助成の対象にはしておりませんでした。

議員ご指摘のとおり、県内では、能代市が令和2年度から、三種町、八峰町及び藤里町が令和3年度から、東成瀬村が令和4年9月から、それぞれ带状疱疹ワクチン接種の助成を開始しております。

高齢化が進む本市においても、带状疱疹の発症や重症化により高齢者の生活の質が低下しないよう配慮していく必要があるとの考え方から、带状疱疹ワクチン接種の助成については、来年度からの実施に向けて他市町村の状況などを参考に検討し、実施に向けた準備を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 1番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目「出産・子育て応援交付金事業について」お答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目「切れ目のない、定期的な伴走型相談支援の充実を図る体

制を整備することについて」お答えいたします。

令和2年に「子育て世代包括支援センター（かたるん）」を設置し、保健師や助産師等の専門職員が妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、保健指導を行っております。また、妊産婦や乳幼児の実情を把握し、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を整備しております。

国が進める伴走型相談支援については、これまでの取組を生かしながら、妊産婦・子育て家庭の孤立感や不安感が解消できるよう、相談支援の充実を図ってまいります。

次に、ご質問の2点目「経済的支援の具体的実施について」お答えいたします。

国では、妊娠届や出生届を行った妊産婦に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育てサービスの利用負担軽減を図るための10万円相当の経済的支援と伴走型相談支援とを一体として実施し、経済的支援をクーポンにするか現金支給とするかは市町村の判断によるものと説明しており、本市としましては、支給される方の利便性に配慮した方法で支給したいと考えております。また、この事業に対する国の補助率は3分の2で、県と市はそれぞれ6分の1を負担することとなりますが、本市では「支える力」を推進する事業の一つとして取り組むことにしております。

国からは、具体的な実施・運用方法についてまだ示されておりませんが、今後、国や他市町村の動向を注視しながら、円滑に事業が実施できるよう準備を進めてまいります。

○議長（小林 悟） 1番菅原理恵子議員、再質問ありますか。1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 1番の①なのですが、この事業、新規事業という形で先ほど部長の答弁にもありましたように、まだ国からの方向性っていうのが示されていない中での質問なんです、それこそ自治体説明会を受けたと思いますので、それを踏まえながらちょっとご質問させていただきたいなと思います。

①の伴走型相談支援、切れ目のない相談をしていただいていることは重々承知しております。ただ、その相談の時期といいますか、それはどの時期に行っているものでしょうか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの質問にお答えします。

相談の時期でございますが、妊娠届を出された段階で、かたるんにおいて助産師または保健師が妊娠中の過ごし方や妊娠の経過の仕方、あるいは出産後の準備、子育てに関

わるサービス等について、子育てハンドブック等を活用しながら説明しております。また、その際に妊娠期の検査の用紙を配布するわけですが、その検査の結果で問題があるという方については、その都度電話や訪問等で連絡を取ったりして相談等を行っております。

以上です。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 面談の方法っていうか、面談については、ほぼ国が示されているようなものと同等と考えましたので、その辺はいいのですが、ただ、面談の方法として原則対面による面談であるんですが、この面談、妊娠期でつわりがひどいとかどうのこうのっていった面談に来れないっていうときもあると思うんですが、それはSNSとかを通して、本市で導入していただいておりますアプリ等を利用したその面談方法っていうものはどのようなふうに考えておりますでしょうか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 妊娠中の悪阻等によって、やはりこう実際に面談等できない方もいらっしゃいますので、電話による連絡もしておりますし、それから昨年度から入れている母子手帳アプリによっても相談内容の受付もしておりますし、それから必要な教室等もこの手帳アプリによってお知らせ等をしております。

以上です。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） アプリで相談されてるっていうのは前から知っておりましたけれども、そのアプリとかを利用してオンラインの面談っていうことについてはいかがお考えですか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） アプリにその面談機能の追加についてでございますが、現在、もうちょっとそこができるような形に向けて、今、検討、検討というか、今、前向きに捉えているところでございます。できるだけ早めにその充実、その部分についての充実を図りたいというふうに市としては考えております。

以上です。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 今、前向きに検討していただいているということでありました。や

はり面談してその顔色等々うかがいながらやはり相談するっていうのを、ひとつ重要なことだと思っておりますので、是非宜しくお願いしたいと思っております。

その面談の対象者なのですが、ご家族等々を一緒に面談したりっていうことは今までもあったかと思うんですが、今後それを定期化するっていうか、ご家族もという考えについてはいかがなものでしょうか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 面談の中に家族等を加えるかということについてでございますが、これまでも妊娠届にご家族の方が、旦那さんであったり、親御さんであったりがいらっしゃったときには、同時に入っていただいて面接をすることもございました。国が今後取り組もうとしている伴走型相談支援の中でも、妊婦のみではなく、夫や、それから家族も含めてということになっておりますので、市としてもそのように取り組んでいくという考えでございます。

○議長（小林 悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 部長、大変にありがとうございます。やはりその面談が一番重要かなと思っております。

それですね、妊娠届をしてその後なんです、流産とか死産とかをなさる方も中にはいらっしゃると思うのですが、その方たちへの支援体制っていうか、それについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 妊娠届を行った後、流産・死産した場合にはつきましても、今回の支給の対象とすることになっておりますので、この事業に基づいたやり方で実施してまいります。

以上です。

○議長（小林 悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 支給もそうなんだろうけれども、その後のメンテナンスっていうかフォローの仕方としまして、やはりその方たちはまた継続的に面談をしていただい、それでまた次のお子さんを産もうという気持ちにさせたりということが重要かなと思うんですが、その辺についての支援というのはいかがお考えなものでしょうか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 流産や死産の後は精神的に大変な苦痛を伴

うということがあります。実態に即したように、流早産されて苦しんでいる妊娠届をした方については、できる限りのフォローはしていきたいというふうに考えております。ただ、何回やるとかそういったことまではちょっと実施できるかということとは分かりませんので、現状では必要な妊産婦さんの状況、その流産された方の状況によって、応じて対応して、できるだけよい方向で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 1 の②に移りたいと思います。

先ほど、クーポン券か現金か、利便性に考慮した方法を考えていきたいということがありました。先進事例等見てますと、やはりいろんなものがありますので、その辺は宜しくお願ひしたいと思います。

そこです、前、潟上でチャイルドシートを購入するときに助成されてたと思うんですが、そういった内容もこう事例を見てますと出てきますが、そのチャイルドシートに対しての助成っていうものはいかがお考えなものでしょうか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） このクーポンまたは現給の支給にということでございますが、チャイルドシート必要な方もいれば、例えばどなたからか譲り受けるという方もいらっしゃると思いますので、そこについては皆さんが使いやすいような形の支給というふうに考えておりますので、クーポンにするか、より現金の方が使いやすいということであればそちらの方にも考えたいというふうに思っておりますので、何に使うということは特にこう自由に選択していただけるような形で、現金にするかクーポンにするかというあたりは、この後考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小林 悟） 1 番菅原理恵子議員。

○1 番（菅原理恵子） 先ほど運用方法、実施方法がまだ国から示されていないということでありましたけれども、今年度中の事業化に向けて、やはりスピード感が必要だと思います。スピード感を持ってこの検討していただければと思いますので、宜しくお願ひして1つ目を終わらせていただきます。

2 点目、帯状疱疹の予防に向けた助成を来年度からやっていくってことですが、そうですね、来年から実施に向かっていくってような答弁、大変ありがたい答弁をありがとうございました。

それで、どのように、内容的なものはこれからなのでしょうけれども、不活化性にす

るのか生ワクチンにするのかとか、そういうことについてはこれからでしょうか。ある程度分かる範囲でいいので、ありましたら宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） ただいまの生ワクチンにするか不活化ワクチンにするかということでございますが、潟上市内の医療機関を調査したところ、生ワクチンだけのところもあれば不活化だけのところもあり、また両方というところもありましたので、この後の検討にはなるんですけども、どちらでも使えるようにできればというふうに考えております。

○議長（小林 悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 申し訳ございません、助成額というのは伺っても大丈夫なものでしょうか。それはまだか。

○議長（小林 悟） 筒井福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（筒井弥生） 助成額につきましては、他市の状況を見ながら、この後できるだけ前向きに進めてまいります。

○議長（小林 悟） 1番菅原理恵子議員。

○1番（菅原理恵子） 大変にありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小林 悟） これをもって1番菅原理恵子議員の質問を終わります。

これで一般質問は全て終了しました。

お諮りします。委員会審査等のため、12月8日から15日までの8日間、本会議を休会したいと思いますと思ひますが、ご異議がありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認め、12月8日から15日までの8日間、本会議を休会することに決定しました。

懲罰動議について文書が提出されております。

暫時休憩したいと思います。

午後 2時49分 休憩

午後 2時52分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

議席番号5番佐藤義久議員に対する懲罰の動議が提出されております。

この動議は、提出者 西村武議員、賛成者は藤原典男議員、鑑 仁志議員となっており、動議は成立します。

この動議を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについては可決されました。

暫時休憩したいと思います。

午後 2時53分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長(小林 悟) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

【追加日程第1、議席番号5番佐藤義久議員に対する懲罰の動議】

○議長(小林 悟) 追加日程第1、議席番号5番佐藤義久議員に対する懲罰の動議を議題とします。

提出者の説明を求めます。13番西村 武議員。

○13番(西村 武) 佐藤義久議員は除斥の対象にならないのですか、除斥。

○議長(小林 悟) 説明以降に退席してもらいます。

○13番(西村 武) では説明します。

懲罰動議

その理由といたしまして、佐藤義久議員は令和4年12月7日の議会一般質問の中で当局に対し、虚偽、偽り、嘘つきと無礼な言葉を発したことは地方自治法第132条に反していることは明らかであり、発言の取消しとその謝罪を求めるものであります。

潟上市民3万2,000余りの行財政を司る市当局に対して、虚偽、偽り、嘘つきの発言は誠に無礼な発言、言動であり、議場の品位を乱すことから、地方自治法第132条、品位の保持に反していることから発言の撤回と陳謝の求めるものであります。

宜しくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(小林 悟) 地方自治法第117条、除斥の規定によって、5番佐藤義久議員の退場を求めます。

(5番 佐藤義久議員 退場)

○議長(小林 悟) 暫時休憩したいと思います。

午後 2時57分 休憩

.....

午後 2時58分 再開

○議長(小林 悟) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

この懲罰動議について、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。ご意見を伺いたいと思います。特別委員会の設置についてですね。13番。

○13番(西村 武) やはりこれは、懲罰動議の場合は、これは重いものであって、やはり特別委員会を設置し、協議していただきたいと、こういうことをございます。したがって、その方法として、要するに各会派からですね、今までどおりドント方式で所定の人数ですね、そういうものを出していただければよろしいのではないかと、このように思います。

○議長(小林 悟) ただいま13番西村議員から、委員の選出についてご意見がありました。いかがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) そうすればドント方式で行うということで委員会を決めたいと思います。

暫時休憩します。

午後 3時00分 休憩

.....

午後 3時05分 再開

○議長(小林 悟) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

どのように決めたらよろしいでしょうか。

○13番(西村 武) 一人会派もこれまでの例からいきますと、一人会派も入れておりましたのでお願いしたいと思います。

○議長(小林 悟) はい、分かりました。そうすればそのようにしたいと思います。

はい、どうぞ。

○11番(菅原秀雄) 過去はどうか分かりませんが、一人会派っていうのは基本的に会派じゃありませんよね。ドント方式云々っていうのは、会派であって初めてね発生する

話であって、一人会派は会派じゃありませんので、それはドント方式には含まれないと私は解釈してますよ。

○議長（小林 悟） 暫時休憩したいと思います。

午後 3時06分 休憩

.....

午後 3時08分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

今、各会派から1人ずつと、そして一人会派の中から1人と、そういう形ではどうでしょうか。今そうすれば同志会が1人、それから、だるま会が1人と、それから改革クラブ1人と、それから2人のうちの1人と、4人になりますけれども。

○13番（西村 武） やはり今までに従えば、もちろん当然その余計いた会派はいいね、ドント方式なんだから、これまでも皆そういうふうに来てきてるんだからね。違うや。

○議長（小林 悟） うん、暫時休憩をお願いします。

午後 3時09分 休憩

.....

午後 3時18分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

今、委員会の人数ですけれども、これ決まればあとドント方式という形で決まりますので決めたいと思いますけれども、まあ6人か5人かという形で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。中川議員。

○9番（中川光博） 奇数だと一人さばかねえばいけない人出るがら。

○議長（小林 悟） 5人。

○9番（中川光博） うん。だから偶数で選べばいぐねえすか。一人裁かねばならないので。

○議長（小林 悟） あ、偶数だがら、委員長出るがらね。

○9番（中川光博） うん、そうそう。

○議長（小林 悟） 分かりました。

○9番（中川光博） それから偶数の人数にしないと、なかなか前に進まないの。

○議長（小林 悟） そうすれば6人でよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） じゃあ6人ということにします。

そして、今6人で決まりましたので、同志会が3人、新星だるま会が2人、改革クラブが1人と、このようになりますので宜しく各会派の方から選んでください。

暫時休憩します。

午後 3時19分 休憩

.....

午後 3時36分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

委員の選任については、同志会3人、2番鈴木壮二議員、10番鈴木 司議員、16番伊勢 潤議員。新星だるま会は2人、6番澤井昭二郎議員、11番菅原秀雄議員。改革クラブは4番戸田俊樹議員の6人とします。

暫時休憩します。特別委員会を開会してください。部屋は常任委員会室3でお願いします。

午後 3時36分 休憩

.....

午後 4時39分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の報告を求めます。2番鈴木壮二委員長。

○懲罰特別委員会委員長（鈴木壮二） 休憩してください。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 4時40分 休憩

.....

午後 4時42分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

特別委員会委員長の報告を求めます。

○懲罰特別委員会委員長（鈴木壮二） 委員長報告。

特別委員会の委員長報告をいたします。

今回、懲罰動議が提出されたことに対し、特別委員会として審査の内容を報告いたします。

佐藤義久議員に懲罰動議が提出されたことを審査したところ、今回は132条に抵触し

ないという結論に至りました。

以上、特別委員会審査報告といたします。

懲罰特別委員会委員長 鈴木壮二

○議長（小林 悟） ただいまの委員長の報告について質疑ありませんか。9番中川議員。

○9番（中川光博） 委員長お疲れ様でした。

懲罰に値しないっていう理由をお話してください。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 4時43分 休憩

.....
午後 4時45分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

2番。

○懲罰特別委員会委員長（鈴木壮二） 一つはですね裁判判例を用いて判断したんですけども、たとえ、まあ書類、紙に書いてあるんですけども、その措辞が痛烈であって、これがために他の議員等の正常な感情を反発しても、それは議員に許された言論によって生ずるやむを得ない結果であって、これをもって議員が同条に言う無礼の言葉を用いたと解することはできないという判例に基づいて、これによって判断したということです。

○議長（小林 悟） 9番中川議員。

○9番（中川光博） ありがとうございます。

あと一つ気になることありまして、さっきの懲罰動議の提案の中に特にうたってませんでしたけれども、今回佐藤議員が発言した中身っていうのは、事前に議会運営委員会で精査をし、そういう文言が全体の文脈の中で出たとしても議論には資するだろうっていう判断のもとにオーケーとされた文面だと思いますけれども、そういう議運のその判断に対しての議論は、特別委員会ではありましたでしょうか。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二委員長。

○懲罰特別委員会委員長（鈴木壮二） 特別委員会でもそのことには副委員長の方から議論ありまして、その文章のところを見逃していたというのがありました。要はもっと、議運の中でもうちょっと精査する時間が必要なのではないかということです。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。13番西村 武議員。

○13番（西村 武） 要するにこの地方議会というのは、まず品位を重んじなきゃいけないと、このように地方自治法132条には示されております。国政の場と違いまして地方議会というのは、ある程度そういう無礼な言葉を使ってはいけないと、こういうこととございますので、それに基づいてのこの懲罰動議でありますので、その辺のところをひとつご理解をいただきたいと思っております。これを許しますと、とんでもない議会になっていくということを私は申し上げます。

答弁は要りませんので、答弁いいですよ。いいですから、進めてください。

○議長（小林 悟） ほかにございませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 当局の答弁に対してね、佐藤議員は2回とも虚偽答弁だ、虚偽答弁だというふうにご言いました。で、当局は嘘の答弁をしているわけじゃないので、それはその答弁はね間違いじゃないかっていうふうなところで止めなければいけないのに、虚偽っていうことはね、やはり侮辱だもんね、これね。しかも2回使ったっていうことで。そういう点では、その虚偽答弁だっていうふうなことを委員会の中では質疑されましたか。意味について。

○議長（小林 悟） 暫時休憩してください。休憩します。

午後 4時49分 休憩

.....
午後 4時50分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

2番鈴木壮二委員長。

○懲罰特別委員会委員長（鈴木壮二） 虚偽という言葉については議論されました。それで、その虚偽という言葉が無礼に当たるか当たらないかというところで、このような結論に至ったということです。

以上です。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 最後はどのような決定をしたんでしょうか。多数決とかいろいろあると思うんですけども。

○議長（小林 悟） 2番鈴木壮二委員長。

○懲罰特別委員会委員長（鈴木壮二） 最後は多数決です。挙手ですね。

○議長（小林 悟） ほかに質疑。

○13番（西村 武） この際ね、もうあと大体。

○議長（小林 悟） 2回目です。1回、はい、ここでほかに。

○13番（西村 武） もうあの、要するにこの本会議が多数決の原理なので、採決して
ください、動議。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから採決します。5番佐藤義久議員に対する懲罰の動議について、賛成の方は起立、委員長報告のとおり、委員長の報告では、この動議については当たらないということでありましたので、委員長の報告に対して賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立少数です。

次に、5番佐藤義久議員に対する懲罰の動議について、賛成の方は起立願います。

○9番（中川光博） 賛成か反対か何か、その前に何かあるんですか。賛成意見、反対意見というの。

○議長（小林 悟） 今あと採決に入ってますので、その採決。

○9番（中川光博） 動議を採決する最終の前に賛成意見、反対意見っていうのは。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 4時53分 休憩

.....
午後 4時54分 再開

○議長（小林 悟） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

動議についての討論は、この事例を見てもありませんので、直ちに採決に入りたいと思います。

今、もう一回確認しますが、5番佐藤義久議員に対する懲罰の動議について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、5番佐藤義久議員に対する懲罰の動議は可決されました。

5番佐藤義久議員の入場を求めます。

暫時休憩します。

(5番 佐藤義久議員 入場)

午後 4時55分 休憩

.....

午後 4時57分 再開

○議長(小林 悟) 休憩前に戻り会議を開きます。

佐藤義久議員に、この懲罰動議についての発言の取消しと謝罪を求めます。

虚偽の無礼な言葉っていうことで、これは委員会では、委員会は、静かにしてください。

○13番(西村 武) 委員会で、そのきちっと文書を書いて佐藤義久氏から報告してもらおう、その例えば読み上げてもらわなきゃいけないって、こういうことになってるんだっていうから。会議規則どおりやればいいねが。

○議長(小林 悟) いずれ委員会の結論とは逆の方向になってますんで、この決まったことについても委員会としての結論とは違いますので、これは今、本人から発言の取消しと謝罪を求めればそれでよろしいかと思いますが、いかがなものでしょうか。

お諮りします。間もなく5時になりますが、このまま時間を延長してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認め、会議時間を延長します。

暫時休憩します。

午後 4時59分 休憩

.....

午後 5時02分 再開

○議長(小林 悟) そうすれば、休憩以前に戻り会議を開きます。

5番佐藤義久議員に、今の虚偽発言についての取消しと謝罪を求めます。どうぞ。

○5番(佐藤義久) 私、何も虚偽の発言したことはありません。事実をそのまま話しただけです。もし何でしたら市民の声を私に伝えた方を呼んでください、証人として。

○議長(小林 悟) 暫時休憩します。

午後 5時02分 休憩

.....

午後 5時06分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り会議を開きます。

今、この懲罰動議については可決はされたということですので、これを私、議長としては佐藤義久議員にそのとおりに素直に従ってもらいたいと。この取消しと謝罪を求めていることを言っていきたいと思います。それはできませんか。これは本会議ですので、それであれば、あなたがそういうふうな態度でしたってことになりますけども。もう本会議だ、本会議も。議会中だ。入った。

○5番（佐藤義久） 虚偽の発言はしていない。

○議長（小林 悟） 虚偽という言葉を使ったことが虚偽だってことです。虚偽の言葉を使って、その言葉を発したことが。ただ、その中川議員からも言葉の中身を調べようなんていう話になりましたけれども、通常、一般通常例でいえば、虚偽というのはこれはまあ、まやかしか嘘をついたとかそういうふうな言葉にとられるのが私は通常だと思ってます。そのことを、あなたがいわゆるその虚偽発言、虚偽の発言をしたということを行行政側に言ったとすれば、それは正しい言葉ではないと思ってます。ですので、それとともに議場でもう議決されたことですので、まあ民主主義の論理である多数決の論理で決しました。ですから佐藤義久議員に対しては、どうか発言の取消しと謝罪をお願いいたしますと、こういうことでございます。

○5番（佐藤義久） 議長、休憩して。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 5時17分 休憩

.....
午後 5時20分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に戻り会議を開きます。

佐藤義久議員には、懲罰動議が提出されたことを重く受け止め、今後の議員活動においては、品格を重んじ、自らを律して行動されることを望むものであります。

以上、終わります。

本日の日程はこれで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、12月16日金曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集願います。

また、明日12月8日木曜日、午前10時より予算特別委員会を開会しますので、ご参

集願います。

どうもご苦労様でございました。

午後 5時21分 散会